

# 地方議員の先輩方へ。意見書採択の支援要請

全国すべての地方議会の諸先輩方に不躰な願いをさせて頂いたのは、自治体にとって不可避かつ深刻な財政問題であるとともに、外国籍の方からすれば生活困窮をもたらしかねない制度運用上の課題に対し改善の協力を求めるためです。近い将来において外国人の生活保護が5～10倍に膨らむ可能性すら否定できない制度の落とし穴が発覚し、無年金外国人を大量に生み続けている実態を報告します。生活保護予備群が無尽蔵に増え続けていることと同義であり、ただでさえ逼迫している地方財政をさらに苦しめるものです。

実は、外国人のみは年金を脱退することができ、出国時には一時金を得ることができ“脱退一時金”という制度があります。総理所信表明演説に対する代表質問において自由民主党が取り上げたことによりにわかに注目を集めています。また行橋市議会における一般質問においては、過去10年の裁定件数が72万件（e-Stat・政府統計）と膨大であることが執行部答弁により明らかとなっています。

年金を脱退し一時金を得れば年金受給資格を喪失するため、10年にわたって無年金状態に置かれることとなります。再就労したとして将来は極めて低年金状態となります。この制度は、帰国する外国人が我が国の公的年金を掛け捨てにならぬようにという一見するともっともな制度で、相手国とも年金期間の合算などができる社会保障協定が締結されるまでの例外的な制度として作られたものでした。

問題を生じたのは、脱退一時金を使っても再入国を妨げておらず、一時帰国のち我が国において再び就労することが可能である点です。永続的に帰国し、我が国の社会保障制度から離脱したままなら問題はありません。しかし、再入国・再度の就労により公的年金（国民年金や厚生年金保険、共済組合等を含む）の被保険者に再びなり、ゼロから改めて年金制度に再加入となるのです。脱退一時金は何度も使うことができ、数年に一度のペースで脱退一時金を活用し現金を得て、やがて老後は無年金状態に陥っていくという制度問題です。

同制度を活用しても一定数の外国人は我が国で働き続けるような状態にあり、仮に就労ビザや留学ビザなどで入国したとしても、10年の在留などの条件をクリアさえすれば将来的に永住者資格を申請することもできます。生活保護法は外国人を対象とはしていませんが、あわせて厚生労働省は局長通知(社発第三八二号・昭和二十九年五月八日)において「永住者」についても準用した法的保護の対象とする行政処置を求めています。そのため、生活が困窮した要因が自らの意思で年金を脱退し一時金を得たことであったとしても、老齢年金の受給権を有さず就労できない高齢者については、日本人であれ外国の方であれ生活保護の対象となり、各自治体の生活支援担当窓口では拒否することは難しい実態に置かれています。